

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会は、毎年、教育に関する学識経験者の知見を活用し、事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することになっています。

吉岡町教育委員会では、昨年度に引き続き、点検・評価の実施方針を定め、令和5年度の教育行政方針に基づく主要施策・事業と教育委員会の活動状況について点検・評価することとし、その結果を本報告書にまとめました。

なお、この点検・評価は概ね令和6年2月中における各施策・事業の実施状況に関するものです。決算及び成果説明については、例年どおり9月の定例町議会に提出する令和5年度吉岡町決算書をもって報告することを付記しておきます。

令和6年3月22日
吉岡町教育委員会

目次

I 点検・評価の概要	2
II 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針	3
III 令和5年度 吉岡町教育委員会教育行政方針	5
IV 令和5年度 教育に関する事務の点検及び評価一覧表	15
V 点検・評価委員の指導・助言事項	31

I. 点検・評価の概要

(1) 点検評価の対象及び方法

令和5年度点検評価では、令和5年度の教育委員会の活動及び「令和5年度教育行政方針」に位置付けられた主な施策・事業を対象に評価を行いました。

点検・評価に当たっては、昨年度と同様の方式とし、各施策・事業の目的・内容・効果と問題点を検討・評価しました。点検・評価の在り方や具体的な方法・形式などについては、今後も引き続き検討し、改善を図っていきたいと考えています。

(2) 学識経験者の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定では、点検評価の実施に当たっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

令和5年度点検評価では、点検評価委員として、昨年度に引き続き立見康彦先生のご指導をいただきました。立見先生は平成17年度から平成19年度まで吉岡町立吉岡中学校校長を、また平成24・25年度には群馬県中学校長会長を歴任し、平成26年 3 月に退職されたのちは、群馬大学共同教育学部大学院教育学研究科客員教授として従事され、群馬県退職校長会長を務めるなど、群馬県及び吉岡町の教育行政に識見ある先生であります。

この度は、ご多忙のなか、懇切丁寧なご指導を賜りましたことに深く感謝申し上げます。